

社会福祉法人一幸会役員等報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人一幸会（以下「一幸会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員、相談役、顧問及び各種委員会等の委員等（以下「役員等」という。）に対して支払う報酬及びその支払方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支払い)

第2条 役員等には、勤務の実態に即して報酬を支払う。

- 2 非常勤の役員等には、勤務を行った日ごとに報酬を支払う。
- 3 常勤の役員には、月額報酬を支払う。
- 4 常勤の役員には、前項のほか特別手当を支払うことができる。

(報酬等の額)

第3条 役員等に支払う報酬の額は、別表1のとおりとする。ただし、常態として、1日8時間又は週40時間のいずれかに満たない時間勤務する常勤の役員（以下「短時間勤務役員」という。）の報酬月額額は、その勤務時間数に比例した額を支払うことができる。この場合1,000円未満の端数は、四捨五入する。

- 2 常勤の役員に前条第4項の規定に基づき特別手当を支払う場合は、別表1第2号に掲げる報酬月額に同表の特別手当の支払月区分による支払率に同表第3号に掲げる在任期間区分による支払率を乗じて得た額を支払う。なお、前項の短時間勤務役員の報酬月額額の計算方法は、特別手当等の計算の基礎となる報酬月額額の計算に準用する。

(役員と従業員を兼務する場合の取扱)

第4条 役員が従業員の業務を兼務する場合の報酬及び費用弁償の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主たる業務が役員の場合は、従業員業務の一部を処理している場合であっても役員として取り扱い、この規則及び役員に関する諸規程を適用する。
- (2) 主たる業務が従業員（定年従業員継続雇用規程（平成17年4月1日施行）に基づき継続雇用された従業員を含む。）の場合は、役員業務の一部を処理している場合であっても従業員として取り扱い、この規則を適用しないで従業員の諸規程を適用する。

(報酬の支払日)

第5条 非常勤の役員等の報酬の支払日は、会議等の開催日とする。ただし、役員、相談役及び顧問（以下「相談役」という。）等が週に数回会議等の業務を処理する場合の報酬支給は、一定期間を合算して支払うことができる。

- 2 常勤の役員等の報酬の支払日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げる。
 - (1) その月の月額を25日に支払う。
 - (2) 特別手当は、基準日の区分に応じ、次の表に定める日に支払う。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

(日割計算)

第6条 新任の常勤役員には、その日から報酬を支払う。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支払う。
- 3 前項にかかわらず常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支払う。
- 4 第1項又は第2項により支払う場合に、その月の初日から支払う場合以外の場合、又はその月の末日まで支払う場合以外の場合における支払う報酬の額は、その月の現日数(週40時間業務を標準とする。)から業務をしない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 常勤の役員が病気治療等のため長期に休職する場合は、その期間中の報酬を支払わない。ただし、業務上の負傷又は疾病の場合は、その期間中の報酬を全額支払う。
- 6 特別手当の支払いに当たっての在任期間の算定は、従業員の支給の例による。ただし、従業員から常勤の役員となった役員の間期の算定は、従業員の期間を通算する。

(報酬の支払方法)

第7条 役員等の報酬は、その全額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき額がある場合は、その支払うべき報酬から、その額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤の役員へ支払う報酬は、その月分を口座振替により支払うものとする。この場合に法令等に基づき控除すべき額がある場合は、その額を控除して支払うものとする。
- 3 第5条第1項ただし書きの相談役等に支払うべき報酬については、口座振替により支払うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人一幸会役員等報酬規程(平成7年8月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則施行前において、廃止前の社会福祉法人一幸会役員等報酬規程に基づき支払うこととなった報酬等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前において、改正前の社会福祉法人一幸会役員等報酬規則の規定に基づき支払うこととなった報酬については、なお従前の例による。

別表1(第3条関係)

報酬及び特別手当の額

(1) 非常勤の理事・監事・評議員等の報酬額

区 分	額	基準(100円未満切捨て)
-----	---	---------------

理事長	日額 6,900 円	標準モデル大卒 6 級到達時の基本賃金月額及び能力別賃金月額の合計額に 12 月を乗じ、所定勤務時間数の 40 時間及び 52 週で除して得た額 (以下「標準単価」という。) に標準従事時間 4 時間を乗じて得た額を基準とする。
評議員、理事・監事	日額 5,100 円	標準単価に 3 時間を乗じて得た額を日額とする。
監事監査	日額 10,000 円	標準単価に 7 時間を乗じて得た額と 10,000 円のいずれか低い額を日額とする。

(2) 常勤の役員の報酬及び特別手当の額

区 分	業務名等	額・支払率
報 酬	副理事長	月額 227,000 円
	常務理事	月額 198,000 円
特別手当	副理事長	6 月 1.8 月
		12 月 1.95 月
	常務理事	6 月 1.8 月
		12 月 1.95 月

(3) 常勤の役員の在任期間による特別手当の支払率

在 任 期 間	支 払 率
6 か月以上	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 5 か月未満	100 分の 70
3 か月以上 4 か月未満	100 分の 60
2 か月以上 3 か月未満	100 分の 40
1 か月以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月未満	100 分の 10

(4) そのほかの非常勤の役員・委員等の報酬額(第 1 号の役員等を除く役員・委員等を対象とする。)

区 分	額	基準 (100 円未満切捨て)
相談役、顧問、苦情解決第三者委員、入所選考第三者委員、運営推進会議委員	日額 3,400 円	標準単価に 2 時間を乗じて得た額を日額とする。
評議員選任解任委員、専門的知識委員	日額 5,100 円	標準単価に 3 時間を乗じて得た額を日額とする。